

ひとり親家庭への支援

✂️ 児童扶養手当

ひとり親家庭や父母に代わって18歳未満のお子さん（障がいがある場合は20歳未満）を養育している方に支給される手当です。

所得制限があり、また公的年金を受けられる場合は支給されないことがあります。

問 子ども家庭課 ☎0224-53-2251

✂️ 母子・父子家庭医療費の助成

配偶者のいない女子または男子とその扶養を受けている18歳未満のお子さんと構成されている家庭に対して医療費を助成します。

所得制限があります。またお子さんは子ども医療費制度が優先します。

問 子ども家庭課 ☎0224-53-2251

✂️ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、必要に応じて貸付を行う制度です。貸付条件や貸付金額は目的によって異なり、また、面談と審査、一定の期間が必要ですのでご相談ください。

貸付の種類

- 事業開始資金 ● 修学資金 ● 技能習得資金 ● 生活資金
- 転宅資金 ● 就職支度資金 ● 就学支度資金 ● 結婚資金 など

相談申請窓口 宮城県仙南保健福祉事務所 ☎0224-53-3132

✂️ ひとり親家庭就業・自立支援事業

宮城県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の母や父を対象とし、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就業に関する相談や情報提供を行っています。また、資格取得のための講習会や、就職・転職に役立つセミナーを開催しています。

相談事業

☎022-295-0013（火曜・土曜・祝日を除く9:00～17:00）

就業支援講習会・就職転職支援セミナー

就職に役立つ知識や資格を得るための研修会や講習会・セミナーを開催しています。内容や募集要項は県政だよりや新聞、宮城県母子・父子福祉センターのホームページで確認してください。

離婚後の養育費について

養育費とは

子どもと離れて暮らす親が、子どもを養育している親や子どもに支払う費用です。子どもと離れて暮らす親には「生活保持義務」があり、自分の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務です。

養育費の決め方

父母がお互い話し合って、金額や期間、支払い方法などを決めます。

また、決めた内容は公証役場で「公正証書」にするのが望ましいです。

公正証書にすると実行されなかったときに強制執行（給与や財産を差し押さえる）されます。

話し合いがまとまらないとき

話し合いで決まらないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

相談窓口

養育費相談支援センター

☎03-3980-4108

☎0120-965-419（携帯電話は不可）

